別紙様式第12号（第34条の24第２項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

会 社 名

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第１　事業概況書

１　事業の概要

２　子会社等の状況

３　会社役員及び職員の増減

４　会社役員の略歴及び所有自社株式

５　株主の状況

６　株主総会の状況

７　有価証券の内訳

８　連結自己資本比率等の状況

第２　連結財務諸表

１　連結財務諸表の作成方針

２　連結貸借対照表

３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

４　連結株主資本等変動計算書

５　連結キャッシュ・フロー計算書

（記載上の注意）

１　指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。第34条の10第１項若しくは第２項の認可申請書又は法第53条第３項第９号の規定及び第35条第３項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

３　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載すること。

４　この様式中、第２の２　連結貸借対照表、第２の３　連結損益計算書及び連結包括利益

計算書、第２の４　連結株主資本等変動計算書、第２の５　連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第２の５　連結キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

5　当該事業年度の末日において公開会社でない銀行持株会社は、事業報告（銀行法施行規則別紙様式第14号）及び附属明細書（銀行法施行規則別紙様式第 15 号）で記載を省略した事項について、以下に同一内容の記載がある事項を除き、追加して記載すること。

6　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

⑴　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

⑵　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１　第　　期　（年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

１　事業の概要

（記載上の注意）

銀行持株会社について、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。なお、子会社等（銀行法第 52 条の 25 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る事業の状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

２　子会社等の状況

⑴　子会社等数の増減

	前　期　末	当　期　末	増減（△）
子会社 子法人等 関連法人等			
合計			

（記載上の注意）

「子会社」とは銀行法第２条第８項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行令第４条の２第２項に規定する子法人等のうち銀行法第２条第８項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは銀行法施行令第４条の２第３項に規定する関連法人等をいう（以下同じ。）。

⑵　銀行持株会社グループの事業系統図

⑶　子会社等の概況

会社名	所在地	認可又は届出年月日	資本金又は出資金	事業の内容	議決権に対する当社の所有割合	役員の兼任等	議決権に対する当社及び他の子会社等の所有割合
			百万円		％		％

（記載上の注意）

１　子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。

２　「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第52条の 23 第３項（同条第６項において準用する場合を含む。）の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は同法第 53

条第３項第３号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。

⑷　子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益又は売上高	経常利益	当期純利益	総資産	純資産額	当社への配当額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（記載上の注意）

１　子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。

２　「決算日」欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

⑸　子会社の収入の状況

会社名	業務の内容	当該業務に係る期中総収入	当社及びその子会社並びにその他の金融機関等からの収入及び期中総収入に占める当該収入の比率	当社及びその子会社からの収入及び期中総収入に占める当該収入の比率	当社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無
		百万円	百万円 （%）	百万円 （%）	

（記載上の注意）

１　銀行法第 52 条の 23 第１項第 10 号イに掲げる業務を営む子会社について記載すること。

２　銀行持株会社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無は、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社及び信託業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。

３　金融機関等からの収入は、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、銀行法第52条の 23

第１項に規定する子会社対象会社、信用金庫、信金中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会からの収入を記載すること。

３　会社役員及び職員の増減

⑴　当社

区分		前期末	当期末	増減（△）
会社役員	取締役	うち非常勤（　）	うち非常勤（　）	
	会計参与			
	監査役	うち非常勤（　）	うち非常勤（　）	
	執行役			
	計			
職員	事務系			
	庶務系			
	計			
合計				

（記載上の注意）

１　「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数　　人

２　会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

３　「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

４　職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数　　人

⑵　当社並びに子会社及び子法人等

区分	前期末	当期末	増減（△）
会社役員			
職員			
合計			

（記載上の注意）

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、「会社役員」欄は、いずれかの会社

において会社役員に就任している者について記載すること。

4　会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏名又は名称（生年月日及び設立年月日及び住所）	略歴又は沿革	所有自社株式数	備　考
			株	
計	名			

（記載上の注意）

1　第34条の10第1項若しくは第2項の認可申請書又は法第53条第3項第9号の規定及び第35条第3項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者（第35条第3項第3号に規定する役員等以外の者にあつては、当該認可申請書又は法第19条第1項の規定により提出された報告書に当該旧氏及び名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあつては、当該認可申請書又は当該報告書に記載された当該旧氏及び名を変更するまで）の間、「氏名又は名称（生年月日及び設立年月日及び住所）」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　会計参与が法人であるときは、当該会計参与及びその職務を行うべき社員について記載すること。

3　銀行法第52条の19第1項による取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

4　「所有自社株式数」欄は、銀行持株会社が2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

5　株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
	千株	%
その他の株主（　　名）		
計　（　　名）		100

（記載上の注意）

銀行持株会社の株主について、持株数の多い順に30名を記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行持株会社が2以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種

類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に30名を併せて記載すること。

6　株主総会の状況

（記載上の注意）

銀行持株会社の株主総会について、総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

7　有価証券の内訳

（単位：百万円）

種類		額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
株式				
	銀行業を営む子会社			
	その他の子会社			
	その他			
債券				
	国債			
	その他			
その他の証券				
計				

（記載上の注意）

1　銀行持株会社が保有する有価証券の内訳を記載すること。

2　株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。

3　「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8　連結自己資本比率等の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額				
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				

繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異				

に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他 Tier1 資本不足額				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通株式等 Tier1 資本				
普通株式等 Tier1 資本の額((イ)－(ロ))（ハ）				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額				
その他 Tier1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ）				
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
Tier2 資本不足額				
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）				

その他 Tier1 資本				
その他 Tier1 資本の額（(ニ)－(ホ)）　(ヘ)				
Tier1 資本				
Tier1 資本の額（(ハ)＋(ヘ)）(ト)				
Tier2 資本に係る基礎項目				
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
Tier2 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額				
Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額				
うち、適格引当金 Tier2 算入額				
Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ）				
Tier2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				

少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額				
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
Tier2 資本に係る調整項目の額（リ）				
Tier2 資本				
Tier2 資本の額（(チ)－(リ)）（ヌ）				
総自己資本				
総自己資本合計（(ト)＋(ヌ)）（ル）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVA リスク相当額を 8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額（ヲ）				
連結自己資本比率及び資本バッファー				
連結普通株式等 Tier1 比率（(ハ)／(ヲ)）	%		%	

連結 Tier1 比率 （(ト)／(ヲ)）	%		%	
連結総自己資本比率 （(ル)／(ヲ)）	%		%	
最低連結資本バッファー比率				
うち、資本保全バッファー比率				
うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率				
うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率				
連結資本バッファー比率				
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額				

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

2　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 34 条の 10 第 1 項第 4 号に規定する連結自己資本比率をいう。

3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4　「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

5　「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

6　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

8　特例企業会計基準等適用法人等にあつては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率　(%)（経過措置ベー	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率　(%)（経過措置ベー

	の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）			ス）	の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）			ス）
アルゼンチン								
オーストラリア								
ベルギー								
ブラジル								
カナダ								
中国								
フランス								
ドイツ								
香港								
インド								
インドネシア								
イタリア								
日本								
韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								

米国								
合計								

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

2　「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率（銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

3　「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on（per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%）を記載すること。

4　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載)。

5　本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0 と記載すること。

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%
最低連結レバレッジ・バッファー比率	%	%
連結レバレッジ・バッファー比率	%	%

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

2　「連結レバレッジ比率」とは、銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3　連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

〔外部 TLAC 比率〕

（単位:百万円、%）

項目	当期末	前期末

自己資本比率規制上の外部 TLAC		
普通株式等 Tier1 資本の額		
外部 TLAC 適格のその他 Tier1 資本の額		
TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額		
子会社発行の TLAC 非適格その他 Tier1 資本の額		
その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目		
外部 TLAC 適格の Tier2 資本の額		
TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額		
残存期間が 1 年以上 5 年以下の Tier2 資本のうち、自己資本比率の算定上控除されている額		
子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額		
その他の Tier2 資本に係る調整項目		
自己資本比率規制上の外部 TLAC の額		
自己資本比率規制外の外部 TLAC		
その他外部 TLAC の額		
資本再構築のための事前のコミットメント相当額		
調整項目適用前の自己資本比率規制外の外部 TLAC の額		
外部 TLAC		
外部 TLAC の額（調整前）		
破綻処理グループ間のエクスポージャー		
自己保有のその他 TLAC 負債の額		
その他調整項目		
外部 TLAC の額（調整後）		
リスク・アセットの額及び総エクスポージャー		
リスク・アセットの額		
総エクスポージャーの額		
外部 TLAC 比率		
リスク・アセットベース外部 TLAC 比率	%	%
資本バッファー勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率	%	%
連結資本バッファー比率	%	%
最低連結資本バッファー比率	%	%
総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率	%	%
除外債務比率		

外部 TLAC 適格性を有しない、グループ外の第三者に対して負っている負債の総額		
うち、無担保シニア債と法的又は経済的に同順位である又はこれに劣後する除外債務の額		
発行者の貸借対照表（持株会社単体）における純資産の部に計上される額		
TLAC 適格その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
TLAC 適格 Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
その他外部 TLAC 調達手段の額		
除外債務比率	%	%
ゴーン・コンサーン資本等比率		
ゴーン・コンサーン資本等の額		
最低所要外部 TLAC の額		
ゴーン・コンサーン資本等の額が最低所要外部 TLAC の額に占める比率	%	%

（記載上の注意）

1　「外部 TLAC 比率」とは、銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

2　本表は、外部 TLAC 比率を算出する銀行持株会社が記載するものとする。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				

コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
うち、為替換算調整勘定				
うち、退職給付に係るものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るもの				

を除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）				

自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVA リスク相当額を 8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%		%	

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

2　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。

3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

5　遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

6　特例企業会計基準等適用法人等にあつては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。

第2　連結財務諸表

1　連結財務諸表の作成方針

銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

⑴　連結の範囲に関する事項

⑵　持分法の適用に関する事項

⑶　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

⑷　のれんの償却に関する事項

特例企業会計基準等適用法人等にあつては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の連結財務諸表（注記を含む。）に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すれば足りる。

2　第　　期末（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
コールローン及び買入手形		譲渡性預金	
買現先勘定		コールマネー及び売渡手形	
債券貸借取引支払保証金		売現先勘定	
買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金	
特定取引資産		コマーシャル・ペーパー	
商品有価証券		特定取引負債	

金銭の信託		借用金	
有価証券		外国為替	
貸出金		短期社債	
外国為替		社債	
その他資産		新株予約権付社債	
有形固定資産		その他負債	
建物		賞与引当金	
土地		役員賞与引当金	
使用権資産		退職給付に係る負債	
建設仮勘定		役員退職慰労引当金	
その他の有形固定資産		特別法上の引当金	
無形固定資産		繰延税金負債	
ソフトウェア		再評価に係る繰延税金負債	
のれん		支払承諾	
使用権資産		負債の部合計	
その他の無形固定資産		（純資産の部）	
退職給付に係る資産		資本金	
繰延税金資産		新株式申込証拠金	
再評価に係る繰延税金資産		資本剰余金	
支払承諾見返		利益剰余金	
貸倒引当金	△	自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		為替換算調整勘定	
		退職給付に係る調整累計額	
		その他の包括利益累計額合計	
		株式引受権	
		新株予約権	
		非支配株主持分	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が

明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　土地の再評価に関する法律第３条第３項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

③　有形固定資産の減価償却の方法

④　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑤　貸倒引当金の計上方法

⑥　退職給付に係る会計処理の方法

⑦　ヘッジ会計の方法

⑧　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑨　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　その他採用した重要な会計方針

⑫　子会社等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表

の用語、様式及び作成方法に関する規則第 14 条の２から第 14 条の８までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

⑺　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の６第１項から第３項までに規定する有価証券に関する事項

⑻　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の２第１項第５号ロ（「債権」の定義にあつては、同令第 34 条の 26 第１項第４号ロ）による。

⑼　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

⑽　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

⑾　資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）

⑿　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第 108 条第４項の規定に従い記載すること。

⒀　銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又

は長期信用銀行債等（預金保険法第２条第２項第５号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

⑭　銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。

⑮　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

⑯　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

⑰　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

⑱　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

② 銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

⑲　連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。）

⑳　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の９から第15条の 11 までに規定するストック・オプションに関する事項

㉑　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第 15 条の 15 まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第 63 条の３に規定する企業結合に関する事項

㉒　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第 15 条の 20 に規定する事業分離に関する事項

㉓　資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

㉔　以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

２　特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第 13 条の６の３その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

３　特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。

4　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

5　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

7　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

8　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

３　第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「（１）　連結損益計算書」及び「（２）　連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

（１）　連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		×　×　×
資金運用収益	×　×　×	
貸出金利息	×　×　×	
有価証券利息配当金	×　×　×	
コールローン利息及び買入手形利息	×　×　×	
買現先利息	×　×　×	
債券貸借取引受入利息	×　×　×	
預け金利息	×　×　×	
その他の受入利息	×　×　×	
役務取引等収益	×　×　×	
特定取引収益	×　×　×	
その他業務収益	×　×　×	
その他経常収益	×　×　×	
貸倒引当金戻入益	×　×　×	
償却債権取立益	×　×　×	
その他の経常収益	×　×　×	
経常費用		×　×　×
資金調達費用	×　×　×	
預金利息	×　×　×	
譲渡性預金利息	×　×　×	
コールマネー利息及び売渡手形利息	×　×　×	
売現先利息	×　×　×	
債券貸借取引支払利息	×　×　×	
コマーシャル・ペーパー利息	×　×　×	
借用金利息	×　×　×	
短期社債利息	×　×　×	
社債利息	×　×　×	

新株予約権付社債利息	× × ×	
その他の支払利息	× × ×	
役務取引等費用	× × ×	
特定取引費用	× × ×	
その他業務費用	× × ×	
営業経費	× × ×	
その他経常費用	× × ×	
貸倒引当金繰入額	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
経常利益（又は経常損失）		× × ×
特別利益		× × ×
固定資産処分益	× × ×	
負ののれん発生益	× × ×	
その他の特別利益	× × ×	
特別損失		× × ×
固定資産処分損	× × ×	
減損損失	× × ×	
その他の特別損失	× × ×	
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）		× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×	
法人税等調整額	× × ×	
法人税等合計		× × ×
当期純利益（又は当期純損失）		× × ×
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）		× × ×
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）		× × ×

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

⑵　銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、子会社等が銀行法施行規則第 13 条の６の３その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

6　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

8　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に

含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

9　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

10　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

（２）　連結包括利益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
当期純利益（又は当期純損失）		×　×　×
その他の包括利益		×　×　×
その他有価証券評価差額金	×　×　×	
繰延ヘッジ損益	×　×　×	
為替換算調整勘定	×　×　×	
退職給付に係る調整額	×　×　×	
持分法適用会社に対する持分相当額	×　×　×	
包括利益		×　×　×
親会社株主に係る包括利益	×　×　×	
非支配株主に係る包括利益	×　×　×	

（記載上の注意）

1　連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

5　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組

替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記４の注記と併せて記載することができる。

連結損益及び包括利益計算書

〔「（１）　連結損益計算書」及び「（２）　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		×　×　×
資金運用収益	×　×　×	
貸出金利息	×　×　×	
有価証券利息配当金	×　×　×	
コールローン利息及び買入手形利息	×　×　×	
買現先利息	×　×　×	
債券貸借取引受入利息	×　×　×	
預け金利息	×　×　×	
その他の受入利息	×　×　×	
役務取引等収益	×　×　×	
特定取引収益	×　×　×	
その他業務収益	×　×　×	
その他経常収益	×　×　×	
貸倒引当金戻入益	×　×　×	
償却債権取立益	×　×　×	
その他の経常収益	×　×　×	
経常費用		×　×　×
資金調達費用	×　×　×	
預金利息	×　×　×	
譲渡性預金利息	×　×　×	
コールマネー利息及び売渡手形利息	×　×　×	
売現先利息	×　×　×	
債券貸借取引支払利息	×　×　×	
コマーシャル・ペーパー利息	×　×　×	
借用金利息	×　×　×	
短期社債利息	×　×　×	
社債利息	×　×　×	
新株予約権付社債利息	×　×　×	

その他の支払利息	×	×	×			
役務取引等費用	×	×	×			
特定取引費用	×	×	×			
その他業務費用	×	×	×			
営業経費	×	×	×			
その他経常費用	×	×	×			
貸倒引当金繰入額	×	×	×			
その他の経常費用	×	×	×			
経常利益（又は経常損失）				×	×	×
特別利益				×	×	×
固定資産処分益	×	×	×			
負ののれん発生益	×	×	×			
その他の特別利益	×	×	×			
特別損失				×	×	×
固定資産処分損	×	×	×			
減損損失	×	×	×			
その他の特別損失	×	×	×			
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）				×	×	×
法人税、住民税及び事業税	×	×	×			
法人税等調整額	×	×	×			
法人税等合計				×	×	×
当期純利益（又は当期純損失）				×	×	×
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	×	×	×			
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	×	×	×			
その他の包括利益				×	×	×
その他有価証券評価差額金	×	×	×			
繰延ヘッジ損益	×	×	×			
為替換算調整勘定	×	×	×			
退職給付に係る調整額	×	×	×			
持分法適用会社に対する持分相当額	×	×	×			
包括利益				×	×	×

親会社株主に係る包括利益	× × ×
非支配株主に係る包括利益	× × ×

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（銭単位）

⑵　銀行持株会社が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、子会社等が銀行法施行規則第 13 条の６の３その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

6　連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

7　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載

すること。

8　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

9　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

10　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

11　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

12　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

13　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、12 の注記と併せて記載することができる。

4　第　期（年　月　日から　年　月　日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額															
新株の発行	××	××			××										××
剰余金の配当			△××		△××										△××
親会社株主に帰属する当期純利益			××		××										××
自己株式の処分				××	××										××
・・・・・・															××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計

額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

6　連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則第 77 条から第 80 条までの規定に従い注記すること。

7　遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

5　第　　期（年　月　日から　年　月　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

〔直接法により表示する場合〕　（単位:百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
……	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	
……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物の期首残高	

現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕　（単位:百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失（△））	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減（△）	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益（△）	
貸出金の純増（△）減	
預金の純増減（△）	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
……	
小　　計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	

非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	
……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。